

## 第1章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人旭川医科大学救急医学講座同門会 と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を 北海道旭川市 に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、会員相互の親睦を図り、合わせて講座の発展および医学・医療の発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 総会の開催
2. 会誌の発行
3. 講座が主催する行事の後援
4. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

第 4 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 社 員

(法人の構成員)

第 5 条 当法人の目的に賛同し、入社したものを会員（構成員）とする。

- (1) 正会員は、原則として講座の入局者及び現在又は過去に在籍したことがある医師及び講座に入局予定の医学部学生で本会に入会希望のある者とする。
  - (2) 準会員は、正会員以外で入会を希望する旭川医科大学病院及び関連病院の職員とする。
  - (3) 名誉会員は、本会に多大なる貢献をした者で、理事の決定により推薦し、総会で承認を得た者とする。
  - (4) 賛助会員は、当法人の目的に賛同する個人あるいは医療機関、事業所などで、理事の決定により承認を得た者とする。
- 2 前項の会員のうち正会員、準会員及び名誉会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
- 3 会員となるためには、当法人所定の様式で申し込みをし、代表理事の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第 6 条 会員は、当法人の目的を達成するために、当法人の経費を負担しなければならない。

2 会員は、当法人が別に定めるところにより、入会金および会費を支払わなければならない。

(退社)

第 7 条 会員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第 8 条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 総社員の同意があったとき

(会員名簿)

第 10 条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

### 第 3 章 社員総会

(社員総会)

第 11 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第 12 条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第 13 条 社員総会の招集は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集す

る。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(議決権)

第14条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

2 議事録は、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 役員等

(役員を設置)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 2名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 理事の中から、副代表理事及び専務理事を選任することができる。

(選任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(役員職務・権限)

第20条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事が職務を遂行できない場合には代表理事の職務を代行する。

3 専務理事は、代表理事及び副代表理事を補佐して業務を執行する。

(任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第23条 理事の報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

(顧問)

第24条 この法人に、任意の機関として、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会において選任し、代表理事が委嘱する。

(事務局長と事務局員)

第25条 この法人に、任意の機関として、事務局長及び事務局員を置く。事務局長は原則として講座の医局長をもって充て、当法人の事務を統括する。事務局長は講座の事務補佐員を事務局員として委嘱する。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第26条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第27条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第28条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項第3号及び第4号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第6章 附 則

（最初の事業年度）

第29条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年3月31日までとする。

（設立時役員等）

第30条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	岡 田 基
設立時理事	中 嶋 駿 介
設立時代表理事	岡 田 基

（設立時社員の氏名又は名称、住所）

第31条 設立時社員の氏名、住所は次のとおりである。

設立時社員

- 1 住所 北海道旭川市旭神三条一丁目1番10号  
氏名 岡 田 基
- 2 住所 北海道旭川市南七条通二十五丁目8番地の119  
氏名 中 嶋 駿 介

（法令の準拠）

第32条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人旭川医科大学救急医学講座同門会 設立に際し、設立時社員 岡田基 外1名 の定款作成代理人である 司法書士 坂上 潤 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和5年2月6日

設立時社員

- 1 住所 北海道旭川市旭神三条一丁目1番10号  
氏名 岡 田 基

2 住所 北海道旭川市南七条通二十五丁目8番地の119  
氏名 中 嶋 駿 介

上記社員 2名の定款作成代理人  
北海道旭川市九条西二丁目1番16号  
司法書士 坂 上 潤